

令和2年(2020年)5月28日

西宮市政記者クラブ各位

西宮市税務部長

市・県民税 特別徴収税額の決定通知書の誤送付について

1. 事実(事故、事件)内容

「令和2年度 給与所得等に係る市・県民税 特別徴収税額の決定通知書」について、A事業所(50名分)とB事業所(37名分)及びC事業所(29名分)に発送する際、納税義務者宛て(個人用)の通知書を、それぞれ入れ違って封入し送付していたことが5月21日に判明しました。

※通知書への記載内容:住所、氏名、給与収入や税額などの課税情報

2. 経過

①発送日 5月14日(木)(全体送付件数 40,698件(187,837名分))

②判明日 5月21日(木)

A事業所よりB事業所の通知書が入っているとの連絡を受け判明しました。

調査の結果、3事業所(116名分)に誤送付した事が判明しました。

③誤送付回収完了日 5月26日(火)

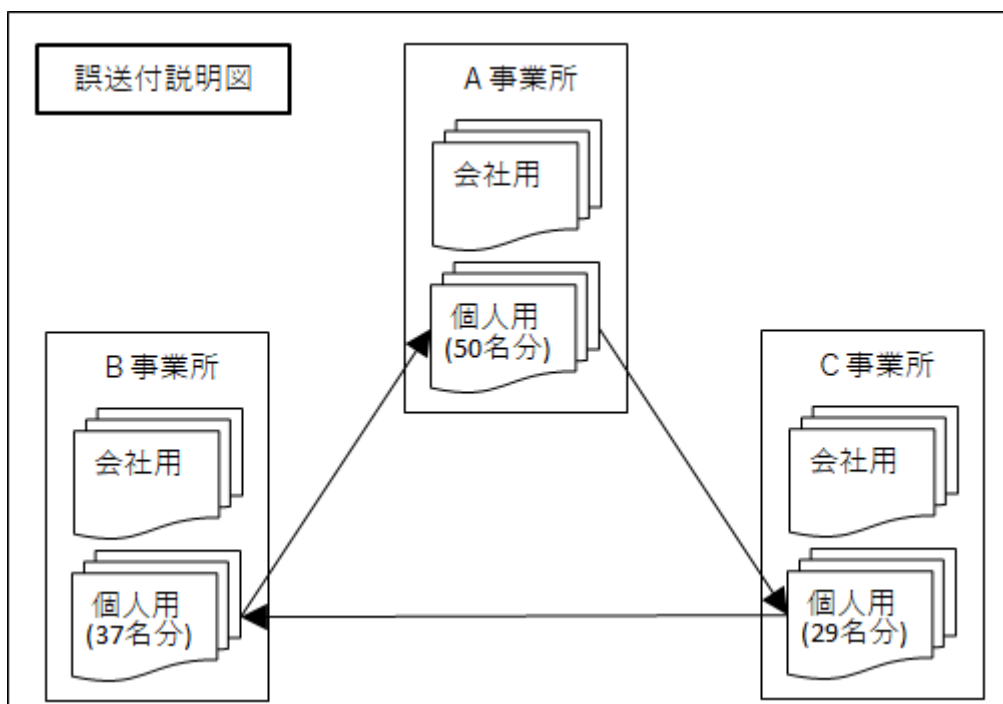
3. 対応

誤送付判明後、それぞれの事業所へ謝罪するとともに、当該通知書をすべて回収し、本来送付すべき事業所へ手渡しもしくは郵送しました。現時点で、誤送付した事業所以外への個人情報の流出は、確認されていません。

4. 原因

通知書封入業務を委託している業者において、特別徴収義務者宛て(事業所用)通知書と納税義務者宛て(個人用)通知書(いずれも紙媒体)を、手作業にてワンセットにして送付していますが、その作業の際に、誤って別の事業所の納税義務者宛て(個人用)通知書をセットして封入してしまい、その誤りを発見できませんでした。

(次ページ「誤送付説明図」をご参照ください。)



5. 対策

封入封かん作業を行っている委託業者に対しては、手順書の整備及び作業員への教育、複数人での確認など、体制を強化するよう指導してまいります。

今回のような誤りを発見できなかった経緯を踏まえ、抜本的な対策として封入方法及び通知書の様式を変更します。変更後は、システム化により封入作業がバーコード管理され、人的ミスが軽減されます。また、所得などの情報を秘匿化できるよう通知書の様式を圧着式に変更します。

6. 見解

本市において、今回のようなミスが発生したことにつきまして、深くお詫び申し上げます。今後、同様のミスを起こさぬよう、再発防止対策を進めてまいります。

【お問い合わせ先】

西宮市財務局税務部市民税課

担 当：坂井

電 話：0798-35-3207

F A X：0798-22-3920

【特別徴収について ご参考】

出典:総務省ホームページより抜粋

本件に係る制度の概要

1 個人住民税の特別徴収の仕組み

個人住民税は、納税義務者の住所地である市町村が賦課徴収することとなっており、納税義務者が給与所得者（従業員）である場合、当該給与所得者に給与を支払う者（事業主）が、給与から個人住民税を徴収（いわゆる給与天引き）して当該市町村へ納入することとなっている（特別徴収）（地方税法第41条第1項、第321条の3第1項及び第321条の4第1項）。

そして、給与から特別徴収される個人住民税の税額を納税義務者に通知するために市町村が作成する納税義務者用の税額通知書は、次図のとおり、事業主を経由して従業員に交付されることとなっている（地方税法第321条の4第1項）。

図 個人住民税の特別徴収の流れ

